官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一五七）　二
○小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**経済産業**八一）　二
〔その他告示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（**総務**四〇七、四〇九）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（**同**四〇八、四一〇）　三
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続についての届出があった件（**同**四一一）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続についての届出があった件（**同**四一二）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（**中央選挙管理会**二三）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等についての届出があった件（**同**二四）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**三三六）　四
○マラウイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三三七）　四
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（**同**三三八、三三九）　四
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一七一八～一七二五）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七二六～一七二八）　五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**一七二九）　五
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（**国土交通**一三五一）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**二四六～二四八）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕　八
内閣　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示八）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

省　令

○厚生労働省令第百五十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第二号イの規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（飲料水に関する衛生上必要な措置等） **第四条**　令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） 四　地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。 イ～ハ　（略） ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十一の項まで及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 2　五～八　（略）	（飲料水に関する衛生上必要な措置等） **第四条**　令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） 四　地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。 イ～ハ　（略） ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 2　五～八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過する日から施行する。

○経済産業省令第八十一号

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）及び中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）を実施するため、小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（小規模企業共済法施行規則の一部改正）

第一条　小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掛金の納付） **第十九条**　掛金の納付は、共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付により行わなければならない。ただし、口座振替の方法により掛金を納付することができないやむを得ない事情があるときは、機構の承認を受けて、機構の預金口座への振込みにより行うことができる。 （削る） 2　機構は、掛金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金の収納状況を明らかにする書類を送付しなければならない。	（掛金の納付） **第十九条**　掛金の納付は、受託金融機関若しくは受託事業者団体に対する現金による納付又は共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付のいずれかの方法により行わなければならない。 2　共済契約者が受託金融機関又は受託事業者団体に対して現金により掛金を納付しようとするときは、受託金融機関又は受託事業者団体にその旨を申し出なければならない。この場合において、受託金融機関又は受託事業者団体は、掛金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金の納付状況を明らかにする書類を提出しなければならない。 3　預金口座から機構の預金口座への振替の方法による掛金の納付を希望する共済契約者は、その旨を機構に申し出なければならない。この場合において、機構は、掛金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金の収納状況を明らかにする書類を送付しなければならない。

（中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

その他告示

○総務省告示第四百七号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十六号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項
令和八年九月十七日	中道改革連合（ちゅうどうかいかくれんごう）	新　代表者の氏名　渡辺　創 旧　小川　淳也

○総務省告示第四百八号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十七号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年九月十七日	中道改革連合	代表者の氏名	小川　淳也	渡辺　創

○総務省告示第四百九号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十二号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年十月八日	公明党	代表者の氏名	岡本　三成	菊地とし子

○総務省告示第四百十号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年十月八日	公明党	代表者の氏名	岡本　三成	菊地とし子

○総務省告示第四百十一号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定の手続
令和八年九月十七日	民主改革の会	東京都千代田区永田町一―一―一	小川　淳也	議員総会	党規約第七条第一項に基づく	幹事長が発議し、議員総会が決定

○総務省告示第四百十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
令和八年九月十七日	民主改革の会	東京都千代田区永田町一―一―一	小川　淳也	議員総会	党規約第七条第一項に基づく	幹事長が発議し、議員総会が決定

○中央選挙管理会告示第二十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年中央選挙管理会告示第二十一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年九月十七日	中道改革連合	代表者の氏名	渡辺　創	小川　淳也
令和八年十月八日	公明党	代表者の氏名	岡本　三成	菊地とし子（竹谷とし子）

○中央選挙管理会告示第二十四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
令和八年九月十七日	民主改革の会	民主	東京都千代田区永田町一―一―一	小川　淳也

○外務省告示第三百三十六号

令和八年八月十二日にティラナで、円借款の供与に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の平成二十年四月十五日付けの交換公文に従ってアルバニア共和国政府に供与されることになったティラナ首都圏下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和五年四月十九日付けの口上書により令和八年十月二十四日まで延長された。）がアルバニア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和十三年十二月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、アルバニア共和国政府との間に行われた。

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百三十七号

令和八年十月三十日にリロングウェで、マラウイ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日本側　内藤康司在マラウイ大使

マラウイ側　ジョセフ・ムワナムヴェカ財務・経済計画・地方分権大臣

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百三十八号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３の機関の表の１Ａ群に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条１の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条５の規定に従い、令和八年十月二日に効力を生じた。

（令和八年十月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

１　Ａ群

1.1 独立行政法人農畜産業振興機構
1.2 中日本高速道路株式会社
1.3 株式会社日本政策投資銀行
1.4 東日本高速道路株式会社
1.5 独立行政法人環境再生保全機構
1.6 独立行政法人農業者年金基金
1.7 独立行政法人奄美群島振興開発基金
1.8 年金積立金管理運用独立行政法人
1.9 阪神高速道路株式会社
1.10 北海道旅客鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.11 本州四国連絡高速道路株式会社
1.12 日本アルコール産業株式会社
1.13 独立行政法人日本芸術文化振興会
1.14 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（注釈３ｂ）
1.15 株式会社国際協力銀行
1.16 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
1.17 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
1.18 独立行政法人日本貿易振興機構
1.19 株式会社日本政策金融公庫
1.20 地方公共団体金融機構
1.21 独立行政法人国際交流基金
1.22 日本貨物鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.23 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
1.24 独立行政法人住宅金融支援機構
1.25 独立行政法人労働政策研究・研修機構
1.26 独立行政法人国際協力機構
1.27 独立行政法人国際観光振興機構
1.28 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
1.29 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（注釈３ｃ）
1.30 日本郵政公社を承継した機関
1.31 日本中央競馬会
1.32 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注釈３ａ、ｄ及びｅ）
1.33 国立研究開発法人科学技術振興機構
1.34 独立行政法人日本学術振興会
1.35 独立行政法人日本スポーツ振興センター
1.36 独立行政法人日本学生支援機構
1.37 日本たばこ産業株式会社（注釈３ｇ）
1.38 独立行政法人水資源機構
1.39 自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人
1.40 首都高速道路株式会社
1.41 小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
1.42 農林漁業団体職員共済組合
1.43 消防団員等公務災害補償等共済基金
1.44 成田国際空港株式会社
1.45 地方競馬全国協会
1.46 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
1.47 独立行政法人国民生活センター
1.48 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
1.49 独立行政法人北方領土問題対策協会
1.50 ＮＴＴ株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.51 ＮＴＴ東日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.52 ＮＴＴ西日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.53 沖縄振興開発金融公庫
1.54 放送大学学園
1.55 独立行政法人中小企業基盤整備機構
1.56 独立行政法人勤労者退職金共済機構
1.57 日本私立学校振興・共済事業団
1.58 国立研究開発法人理化学研究所（注釈３ｂ）
1.59 四国旅客鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.60 東京地下鉄株式会社（注釈３ａ）
1.61 独立行政法人都市再生機構
1.62 独立行政法人福祉医療機構
1.63 西日本高速道路株式会社

○外務省告示第三百三十九号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表１の機関の表に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条１の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条５の規定に従い、令和八年十月五日に効力を生じた。

（令和八年十月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

1 衆議院
2 参議院
3 最高裁判所
4 会計検査院
5 内閣
6 人事院
7 内閣府
8 宮内庁
9 公正取引委員会
10 国家公安委員会（警察庁）
11 個人情報保護委員会
12 カジノ管理委員会
13 サイバー通信情報監理委員会
14 金融庁
15 消費者庁
16 こども家庭庁
17 デジタル庁
18 防災庁
19 復興庁
20 総務省
21 法務省
22 外務省
23 財務省
24 文部科学省
25 厚生労働省
26 農林水産省
27 経済産業省
28 国土交通省
29 環境省
30 防衛省

○農林水産省告示第千七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町東川一五九九の一・一五九九の三・一六〇二の二・一六〇三の二・一六〇四の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県府中市目崎町字新開一〇一三三の七（国有林）、一〇一三三の五、一〇一三四の七、一〇一三四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県安曇野市堀金烏川一六の二四・二八の二・二九の一・二九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江九一五五の一九、九一五五の二二、九一五五の二三、九一七四の九八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡喬木村三九〇七の二六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字大野九の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町上豊松字江栗谷向山五五八七の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月十七日　農林水産大臣　武部　新

一　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Chrysanthemum L.	精つむり（せい）	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第38667号 令和８年８月13日
〃	精こよい（せい）	〃	第38668号 令和８年８月13日
Euphorbia milii Des Moul.	Alexandra	A／S KNUD JEPSEN Skanderborgvej 193, Norring, 8382 Hinnerup, Denmark	第38611号 令和８年６月23日

〃	GABRIELLA	〃	第38612号 令和８年６月23日
Fragaria L.	きらあかり	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38630号 令和８年７月７日
〃	きらひなた	〃	第38631号 令和８年７月７日
Oryza sativa L.	富山100号（とやま ごう）	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	第38505号 令和８年４月１日
〃	AU-M609	日本メナード化粧品株式会社 愛知県名古屋市西区鳥見町二丁目130番地 国立大学法人東海国立大学機構 愛知県名古屋市千種区不老町１番	第38575号 令和８年５月28日
〃	初穂乃香（はつほ の か）	橋立淳志 新潟県新潟市東区牡丹山２丁目10番11号	第38647号 令和８年７月25日
Salvia L.	TL1017	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38658号 令和８年８月３日
〃	TL1086	〃	第38659号 令和８年８月３日
Solanum lycopersicum L.	龍果（りゅうか）	学校法人龍谷大学 京都府京都市伏見区深草塚本町67番地	第38591号 令和８年６月９日
Solanum tuberosum L.	CP09	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地４	第38627号 令和８年７月１日
Triticum aestivum L.	あやさやか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38593号 令和８年６月10日
〃	もち名の香（な か）	〃	第38594号 令和８年６月10日
〃	あけのやわら	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目８番地	第38602号 令和８年６月19日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Fragaria L.	きらあかり	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38630号 令和８年７月７日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
〃	きらひなた	〃	第38631号 令和８年７月７日	〃	〃
Oryza sativa L.	富山100号（とやま ごう）	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	第38505号 令和８年４月１日	〃	〃
〃	AU-M609	日本メナード化粧品株式会社 愛知県名古屋市西区鳥見町二丁目130番地 国立大学法人東海国立大学機構 愛知県名古屋市千種区不老町１番	第38575号 令和８年５月28日	〃	〃
Salvia L.	TL1017	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38658号 令和８年８月３日	〃	〃
〃	TL1086	〃	第38659号 令和８年８月３日	〃	〃

Solanum tuberosum L.	CP09	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地４	第38627号 令和８年７月１日	〃	〃	
Triticum aestivum L.	あやさやか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38593号 令和８年６月10日	〃	〃	
〃	もち名の香	〃	第38594号 令和８年６月10日	〃	〃	
〃	あけのやわら	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目８番地	第38602号 令和８年６月19日	〃	〃	

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Oryza sativa L.	富山100号	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	第38505号 令和８年４月１日	富山県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
〃	AU-M609	日本メナード化粧品株式会社 愛知県名古屋市西区鳥見町二丁目130番地 国立大学法人東海国立大学機構 愛知県名古屋市千種区不老町１番	第38575号 令和８年５月28日	愛知県	〃

○国土交通省告示第千三百五十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第三項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報から役員を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月十七日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　役員の変更

変更前	中野　孝仁、上田　來
変更後	中野　孝仁、上田　來、横山　秀和

二　変更の年月日　令和八年四月十日

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十七日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神奈川県足柄下郡箱根町箱根字唐沢五八九番二地内	前	一九・二八～二三・一二メートル	○・○六九キロメートル
	後	二四・○一～五七・六四メートル	○・○六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十七日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松本市宮渕本村四六一番一から同市宮渕本村三〇七番一まで	前	一九・七二～五〇・一〇メートル	○・三六八キロメートル
	後	三一・一〇～一〇二・二四メートル	○・三六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十七日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三島三丁目七番一二から同市三島四丁目二五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月十七日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十一月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

議案通知書受領

十一月十三日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公務員の政治的行為に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

答弁書受領

十一月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小川淳也提出ｅスポーツ関連業務を活用した障害者就労支援に関する質問に対する答弁書

参議院

議員死去

福井県選出議員山崎正昭は、十一月十三日死去した。

議案提出

十一月十三日議員から次の議案が提出された。

公職にある者の街頭演説に対する妨害の防止に関する法律案（神谷宗幣外二名発議）（参第四号）

議案受領（予備審査）

十一月十三日衆議院から次の議案が送付された。

現行の衆議院選挙制度の見直しのための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（加藤勝信外十一名提出）（衆第三号）

議案付託

十一月十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

警察官職務執行法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）　内閣委員会に付託

議案送付（予備審査）

十一月十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

就業者の租税及び社会保険料による負担の軽減のために講ずべき措置に関する法律案（浜口誠外二名発議）

議決通知

十一月十三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

答弁書受領

十一月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出デジタル商品券等を利用した地方自治体の給付事業におけるサイバーセキュリティ対策に関する質問に対する答弁書（第一八号）

参議院議員石垣のりこ提出公的給付におけるデジタル手段の利用要件と公平性に関する質問に対する答弁書（第一九号）

法律公布奏上及び通知

十一月十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

人事異動

内閣

環境大臣　　笹川　博義

気候変動に関する国際連合枠組条約第三十一回締約国会議日本政府代表を命ずる

京都議定書第二十一回締約国会合日本政府代表を命ずる

パリ協定第八回締約国会合日本政府代表を命ずる

期間は令和八年十二月四日までとする（十一月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベルギー国王の祝日につき、十一月十三日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から六月二日カナダ総督閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十日御答信があった。

天皇陛下から九月十八日アルメニア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月三十日御答信があった。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月17日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第２号中「、補助的経済活動」を「、補助的経済活動」に改める。

第４号中「1時間993円」を「1時間1,232円」に改める。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第１１５９号

和歌山市三番丁１８番地

申立人　寺下　能明

本籍和歌山県和歌山市新魚町９番地

最後の住所和歌山市太田６１４番地３中尾住宅

死亡の場所和歌山県和歌山市

死亡年月日令和６年７月１１日

出生の場所和歌山県和歌山市

出生年月日昭和４年２月２４日

職業　無職　被相続人　亡　木下　千里

住所　和歌山市六十谷９番地５　光成ビル３０２古谷司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　古谷　明義

催告期間満了日　令和９年６月２２日

和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第９０８２８号

東京都西東京市中町５丁目１２番２９号

申立人　山室　祥子

本籍東京都小平市津田町二丁目１５１９番地２７

最後の住所東京都小平市小川町１丁目４９７番地の９特別養護老人ホーム晴風苑

死亡の場所東京都小平市

死亡年月日令和８年８月１８日

出生の場所宮城県登米郡南方村

出生年月日昭和２２年１２月１日

職業　無職　被相続人　亡　鈴木　忠男

事務所　東京都立川市曙町２丁目３４番１３号オリンピック第３ビル７０１　岡野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岡野　和弘

催告期間満了日　令和９年５月３１日

東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第３２２７号
熊本市中央区山崎町66番７号
申立人　室屋　隼人
本籍熊本県下益城郡美里町安部75２番地
最後の住所熊本市中央区本荘５丁目２番26号ヒロタコーポ203
死亡の場所熊本県熊本市中央区
死亡年月日令和７年２月24日
出生の場所熊本県熊本市
出生年月日昭和31年３月29日
職業無職　被相続人　亡　丸岡　眞弓
事務所熊本市中央区手取本町３番13号丸住ビル２階丸住法律事務所
相続財産清算人　弁護士　丸住　洋平
催告期間満了日　令和９年６月14日
熊本家庭裁判所

令和８年（家）第３０２９８号
千葉県我孫子市布佐平和台１丁目５番４０８号
申立人　守谷悦子
本籍千葉県我孫子市布佐平和台１丁目２番
最後の住所千葉県我孫子市布佐平和台１丁目５番４０８号
死亡の場所千葉県我孫子市
死亡年月日令和８年５月２１日
出生の場所東京都江戸川区
出生年月日昭和４５年８月２３日
職業会社代表者
被相続人　亡　守谷　崇志
事務所千葉県松戸市松戸１２８６番２
Ｍ．Ｃｒｅｓｔａ７階　松戸法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宇都宮　貴士
催告期間満了日　令和９年６月１０日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第７００５号
福島県喜多方市松山町村松字小荒井道西４６０番地３０
申立人　平野　純一
本籍福島県南会津郡南会津町大桃字居平２３１番地１
最後の住所福島県南会津郡南会津町大桃字居平２３１番地
死亡の場所福島県会津若松市
死亡年月日令和８年３月１日
出生の場所福島県南会津郡大川村
出生年月日昭和９年８月９日
職業無職
被相続人　亡　平野　友男
福島県会津若松市追手町３番１６号一之丁ビル会津鶴城法律事務所
相続財産清算人　田代　圭
催告期間満了日　令和９年５月３１日
福島家庭裁判所田島出張所

令和８年（家）第８１０６５号
大阪市鶴見区安田三丁目２番１８号
申立人　奥川　泰亘
本籍香川県仲多度郡多度津町大字東白方乙１番地
最後の住所大阪府大阪市港区池島三丁目１０番１７号
死亡の場所大阪府大阪市住之江区
死亡年月日令和３年８月１４日
出生の場所岡山県小田郡真鍋島村
出生年月日昭和２４年３月１５日
職業　不明　被相続人　亡　瀬尾　政則
住所　大阪市北区西天満５－１０－１７西天満パークビル６階
相続財産清算人　弁護士　鈴木　麻友
催告期間満了日　令和９年６月２２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第２８７号
鹿児島市易居町１番34号リミビル５階
申立人　前原友紀子
本籍鹿児島県薩摩川内市港町6160番地
最後の住所鹿児島市油須木町５番地住宅型有料老人ホームほたるの里
死亡の場所鹿児島県鹿児島市
死亡年月日令和８年１月28日
出生の場所鹿児島県薩摩郡西水引村
出生年月日昭和５年４月11日
職業無職　被相続人　亡　山口　節子
鹿児島市易居町１番34号　リミビル５階
ましやま法律事務所
相続財産清算人　弁護士　前原友紀子
催告期間満了日　令和９年６月４日
鹿児島家庭裁判所

令和８年（家）第８１３４０号
大阪市城東区永田４丁目１６番９号
申立人　小笠原　範昭
本籍大阪府大阪市住之江区平林南一丁目１番
最後の住所大阪府大阪市旭区千林二丁目２番１２号森岡ビル　５０１号　山田方
死亡の場所大阪府堺市北区
死亡年月日令和８年５月１７日
出生の場所大阪府大阪市此花区
出生年月日昭和４４年２月１日
職業　無職　被相続人　亡　福本　信二
住所　大阪市北区西天満２－６－８堂ビル８１２号室
相続財産清算人　弁護士　松本　昭人
催告期間満了日　令和９年６月２２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４０３６８号
神戸市北区南五葉一丁目１番１－１０５号
申立人　ＮＰＯ法人成年後見・こうべきずな
本籍　兵庫県淡路市江井２９３４番地
最後の住所　兵庫県神戸市北区ひよどり北町三丁目２番地　ひよどりホーム
死亡の場所　兵庫県神戸市北区
死亡年月日　令和8年3月1日
出生の場所　兵庫県神戸市兵庫区
出生年月日　昭和39年2月12日
職業　無職　被相続人　亡　鞆　正治
神戸市中央区江戸町９５　井門神戸ビル７階
神戸さざんか法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐長　すみれ
催告期間満了日　令和9年６月３日
神戸家庭裁判所

令和８年（家）第７１８４１号
東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
申立人　東京都
本籍東京都渋谷区広尾５丁目７番地
最後の住所東京都中野区大和町３丁目３番１０号
死亡の場所東京都中野区
死亡年月日令和６年７月１７日
出生の場所茨城県久慈郡染和田村
出生年月日昭和１６年８月６日
職業　不明　被相続人　亡　吉澤　三郎
事務所　東京都千代田区内幸町２丁目２番２号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
相続財産清算人　弁護士　宮西　啓介
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第９０５２５号
東京都町田市木曽東３丁目２９番２１号
申立人　小原　江理子
本籍東京都町田市玉川学園八丁目６番
最後の住所東京都町田市金井７丁目１７番１８号　清風園
死亡の場所東京都町田市
死亡年月日令和８年１月２１日
出生の場所千葉県船橋市
出生年月日昭和２９年４月７日
職業　無職　被相続人　亡　松宮　政昭
事務所　東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目１１番１８号Ｍビル４０３　明日の風法律事務所
相続財産清算人　弁護士　久保田　聡
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所立川支部

令和　８年（家）第　１３９７号
東京都文京区後楽一丁目４番14号
申立人　一般社団法人日本労働者信用基金協会
本籍兵庫県たつの市誉田町誉95番地２
最後の住所兵庫県たつの市誉田町誉95番地３
死亡の場所兵庫県加古川市
死亡年月日令和５年10月６日
出生の場所兵庫県姫路市
出生年月日平成４年２月18日
職業不明　被相続人　亡　千木良造生
兵庫県姫路市南駅前町100番地パラシオ第２ビル　弁護士法人レクシード
相続財産清算人　弁護士　花房　裕志
催告期間満了日　令和９年５月31日
神戸家庭裁判所龍野支部

令和８年（家）第１０９４号
奈良県大和高田市大中１２番地の１　法友ビル１階　かつらぎ法律事務所
申立人　菊地　倫巨
本籍奈良県香芝市五位堂四丁目３８０番地
最後の住所奈良県香芝市鎌田５３７番地１
死亡の場所奈良県香芝市
死亡年月日令和８年７月１２日
出生の場所台湾台南市
出生年月日昭和８年５月２日
職業　無職　被相続人　亡　小原　鈴子
奈良県大和高田市大中１０６番地の２　経済会館４０２号　あかむね法律事務所
相続財産清算人　弁護士　赤宗　桂一
催告期間満了日　令和９年６月７日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和８年（家）第７２２３号
香川県高松市新田町甲1752番地８
申立人　雉鳥　英伸
本籍東京都品川区南品川三丁目1543番地
最後の住所川崎市幸区古市場１丁目２番地１
エステ・スクエア川崎　201
死亡の場所神奈川県川崎市川崎区
死亡年月日令和８年５月29日
出生の場所東京都品川区
出生年月日昭和38年１月４日
職業無職　被相続人　亡　加藤　悦子
川崎市中原区上新城２丁目６番５号ベルニューＩ　203号　Ｇ．Ｇ．ブリスチャー法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山際　康太郎
催告期間満了日　令和９年６月15日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第３０３０３号
東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
申立人　株式会社三井住友銀行
本籍千葉県野田市柳沢５３番地８７
最後の住所千葉県野田市柳沢５３番地の８７ルックハイツ愛宕５０１号
死亡の場所千葉県野田市
死亡年月日令和７年６月１０日
出生の場所東京府東京市品川区
出生年月日昭和１８年１月１日
職業不明　被相続人　亡　天野　義晴
事務所　千葉県柏市中央町２－１　柏センタービル４階　柏グリーン法律事務所
相続財産清算人　弁護士　羽角　和之
催告期間満了日　令和９年６月２２日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第３０３３号
福岡県大牟田市新勝立町三丁目５番地15
申立人　社会福祉法人キリスト者奉仕会
本籍大阪府大阪市此花区伝法五丁目17番地
最後の住所福岡県大牟田市小浜町三丁目２番地12　Ａ－２
死亡の場所福岡県大牟田市
死亡年月日令和７年12月８日
出生の場所福岡県嘉穂郡稲築町
出生年月日昭和24年７月３日
職業無職
被相続人　亡　長岡　眞弓
福岡県大牟田市天領町１丁目137番地
相続財産清算人　宮脇　秀代
催告期間満了日　令和９年５月31日
福岡家庭裁判所大牟田支部

令和８年（家）第８６４号
兵庫県洲本市五色町都志３８２番地１
申立人　廣瀬　政行
本籍兵庫県南あわじ市広田中筋９６９番地１
最後の住所兵庫県南あわじ市広田中筋９６９番地１
死亡の場所兵庫県南あわじ市
死亡年月日令和８年４月21日
出生の場所大阪府北河内郡枚方町
出生年月日昭和18年１月５日
職業　無職　被相続人　亡　小林　太文
兵庫県洲本市本町６丁目２番１７号兵庫シーランドビル５階おのころ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　富本　和路
催告期間満了日　令和９年５月31日
神戸家庭裁判所洲本支部

令和８年（家）第４０１５号
静岡県賀茂郡松崎町峰輪63番地の１
申立人　石田　園味
本籍静岡県賀茂郡西伊豆町田子1625番地
最後の住所静岡県賀茂郡西伊豆町田子92２番地の２
死亡の場所静岡県賀茂郡東伊豆町
死亡年月日令和８年８月22日
出生の場所静岡県賀茂郡西伊豆町
出生年月日昭和37年７月６日
職業　無職　被相続人　亡　浅倉　猛
静岡県下田市旧岡方村70３番地３　伊豆下田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　篠﨑　元貴
催告期間満了日　令和９年６月19日
静岡家庭裁判所下田支部

令和８年（家）第７２０３５号
東京都品川区上大崎１丁目１９番３２号ハイツ目黒２０６　池田山総合法律事務所
申立人　宮口　麻衣
本籍秋田県秋田市保戸野通町３１９番地
最後の住所東京都大田区池上７丁目１４番５号第二新清荘６号
死亡の場所東京都板橋区
死亡年月日令和８年４月１６日
出生の場所秋田県南秋田郡天王村
出生年月日昭和２６年９月１２日
職業　無職　被相続人　亡　大関　有彌
事務所　東京都品川区上大崎１丁目１９番３２号ハイツ目黒２０６　池田山総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宮口　麻衣
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３０１３３号
東京都港区赤坂二丁目３番５号
申立人　株式会社東京スター銀行
本籍千葉県佐倉市上座５５６番地１１５
最後の住所千葉県佐倉市上座５５６番地１１５
死亡の場所東京都葛飾区
死亡年月日令和７年１１月１５日
出生の場所東京都葛飾区
出生年月日昭和３０年８月１１日
職業　不明　被相続人　亡　鈴木　良洋
事務所　千葉市中央区中央３－９－９エレル千葉中央ビル５階プライム法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西田　祥子
催告期間満了日　令和９年６月２１日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和８年（家）第７２１０６号
愛知県岡崎市久後崎町字郷東１番地４グリーンヒル久後崎　５０１　申立人　福田　敏之
本籍東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目２６番地２５
最後の住所東京都世田谷区松原５丁目２９番９号
死亡の場所東京都世田谷区
死亡年月日令和８年４月１日頃
出生の場所東京都杉並区
出生年月日昭和２０年１月９日
職業　不詳　被相続人　亡　金山　和子
事務所　東京都千代田区神田神保町１丁目２番地５和栗ハトヤビル７階　篠塚・野田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小松　達成
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第８０３１０号
東京都大田区東矢口２－１５－４
申立人　藏方　政子
本籍東京都葛飾区東堀切三丁目３８０番地
最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区並木１丁目２８番１－７３０号
死亡の場所埼玉県さいたま市岩槻区
死亡年月日推定令和７年１１月２３日
出生の場所東京府東京市蒲田区
出生年月日昭和１８年２月１３日
職業無職　被相続人　亡　長橋　清志
事務所さいたま市浦和区高砂２－１３－１９　Ｋ２ビル７階　みそら法律事務所
相続財産清算人　弁護士　漆原　梢
催告期間満了日　令和９年６月２２日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第８０３２２号
埼玉県北本市深井３－３－１
申立人　ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ北本管理組合
本籍埼玉県上尾市大字平塚２４４４番地６３
最後の住所埼玉県北本市深井３丁目３番地１ナイスアーバン北本３０３
死亡の場所埼玉県北本市
死亡年月日令和６年７月１日頃から１０日頃までの間
出生の場所東京都武蔵野市
出生年月日昭和３４年６月２５日
職業不明　被相続人　亡　草野　千恵子
事務所さいたま市浦和区岸町７－６－１３　全埼玉県パンビル３階Ａ号　くすのき法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上原　伸幸
催告期間満了日　令和９年６月２２日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第９１９４号
北九州市八幡西区本城東２丁目11番29号
申立人　赤瀬　朗
本籍北九州市八幡西区大字折尾123番地
最後の住所福岡県中間市朝霧３丁目２番18号
死亡の場所福岡県遠賀郡芦屋町
死亡年月日令和７年10月15日
出生の場所福岡県八幡市
出生年月日昭和28年３月15日
職業自営業　被相続人　亡　赤瀬　浩
事務所北九州市小倉北区金田２－６－４　リーガルタワー２階
相続財産清算人　弁護士　池上　遊
催告期間満了日　令和９年６月７日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第４０３３６号
北海道江別市野幌住吉町12番地の２
申立人　森谷　政嗣、森谷かすみ
本籍北海道江別市大麻栄町12番地１
最後の住所北海道江別市大麻栄町12番地の１
死亡の場所北海道江別市
死亡年月日令和８年６月27日
出生の場所北海道札幌市
出生年月日昭和29年11月20日
職業無職　被相続人　亡　大釜千都子
札幌市中央区大通西13丁目４番地161札幌東光ビル３階　政池・飯田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　政池　裕一
催告期間満了日　令和９年６月21日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第５１１７号
神奈川県横須賀市大滝町二丁目１７番地筑波中央ビル５階
申立人　司法書士法人小保内事務所
本籍神奈川県横須賀市久比里一丁目１００番地
最後の住所神奈川県横須賀市舟倉１丁目３２番１－９０７号
死亡の場所神奈川県横須賀市
死亡年月日令和８年６月３日
出生の場所神奈川県横須賀市
出生年月日昭和３４年７月７日
職業　無職　　被相続人　亡　臼井　睦
事務所　神奈川県横須賀市日の出町１丁目８番地大和土地建物第３ビル４０１Ａ
相続財産清算人　弁護士　大友　朋子
催告期間満了日　令和９年５月３１日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和８年（家）第７２０５８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区東川島町３５－１５
申立人　齋藤　美代子
本籍東京都荒川区町屋６丁目１２２５番地
最後の住所東京都足立区栗原１丁目１４番５号
死亡の場所東京都足立区
死亡年月日令和７年６月７日頃
出生の場所東京都足立区
出生年月日昭和３５年１０月１８日
職業　不明　被相続人　亡　小泉　進
事務所　東京都豊島区池袋２丁目１４番５号丸十ビルⅡ　２階　アルク法律事務所
弁護士　山本　眞弓
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第４０５６号
岩手県花巻市花城町９番30号
申立人　花巻市
本籍岩手県花巻市石鳥谷町好地第17地割27番地７
最後の住所岩手県花巻市高松第６地割66番地１
死亡の場所岩手県北上市
死亡年月日令和８年３月11日
出生の場所岩手県稗貫郡石鳥谷町
出生年月日昭和32年２月５日
職業無職　　被相続人　亡　梅宮　宏之
事務所　岩手県花巻市花城町12番６号小山田事務所
相続財産清算人　司法書士　小山田泰彦
催告期間満了日　令和９年６月３日
盛岡家庭裁判所花巻支部

令和８年（家）第４０５７号
岩手県花巻市花城町９番30号
申立人　花巻市
本籍岩手県花巻市下根子521番地
最後の住所本籍と同じ
死亡の場所岩手県花巻市
死亡年月日令和８年２月12日
出生の場所岩手県花巻市
出生年月日昭和13年11月15日
職業無職　　被相続人　亡　高橋　　功
事務所　岩手県花巻市花城町12番６号小山田事務所
相続財産清算人　司法書士　小山田泰彦
催告期間満了日　令和９年６月３日
盛岡家庭裁判所花巻支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（へ）第２号
東京都渋谷区神宮前一丁目３番12号
申立人　株式会社ボーネルンド
代表者代表取締役　中西　弘子
権利を争う旨の申述の終期　令和９年２月15日
令和８年10月26日
静岡簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　　１通
手形番号　ＡＣ01394
金額　1,524,330円
支払期日　平成29年６月20日
支払地　静岡県静岡市葵区七間町６番地の１
支払場所　スルガ銀行株式会社静岡支店
振出日　平成29年4月20日
振出地　静岡県静岡市駿河区聖一色83番地
振出人　株式会社ホートクエクシン　代表取締役　石黒　達章
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第５３２５号
新潟市東区岡山８47番地２レオパレスコンチェルト１03号
申立人　江部　陽子
本籍新潟県新潟市北区鳥屋２64番地
最後の住所新潟市北区嘉山2173番地20
不在者　江部　勲
昭和19年６月24日生
届出期間満了日　令和９年３月１日
新潟家庭裁判所

令和８年（家）第53号
沖縄県中頭郡西原町字小波津８０３番地の１０６（小波津団地Ｄ―37）
申立人　池原　行英
本籍兵庫県尼崎市神崎字樋尻22番地
最後の住所沖縄県国頭郡東村字平良３３０番地
不在者　宮城　カキ
大正３年８月５日生
届出期間満了日　令和９年３月１日
那覇家庭裁判所名護支部

令和８年（家）第１６７７号
東京都足立区千住東２丁目10番７号
申立人　大塚　賢一
本籍山形県寒河江市大字高屋35０番地１
最後の住所東京都八王子市美山町1076番地
不在者　武田　つね
明治23年12月20日生
届出期間満了日　令和９年２月22日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第１８１号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１－１８－４
申立人　藤井　佳代
本籍兵庫県加古川市加古川町粟津７４８番地１
最後の住所兵庫県明石市魚住町清水５３２番地の８
不在者　安達　輝男
昭和７年４月２４日生
届出期間満了日　令和９年２月２２日
神戸家庭裁判所明石支部

令和８年（家）第５９１６号
愛知県稲沢市小沢２丁目10番27－302号
申立人　柴田　千恵
本籍福島県東白川郡塙町大字植田字森戸17番地
最後の住所不明
不在者　金澤　　弘
昭和27年１月８日生
届出期間満了日　令和９年３月２日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和８年（家）第１４８５号
本籍大阪府大阪市大正区鶴町四丁目１１番地
最後の住所大阪府吹田市古江台六丁目２番地１号　弘済院児童ホーム
不在者　瀬賀　令子
昭和42年11月24日生
令和8年10月22日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和　８年（家）第　８０２３号
本籍宮崎県西都市大字三納3395番地
最後の住所本籍に同じ
不在者　圖師　京子
昭和９年３月19日生
令和８年10月21日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１４８６号
本籍大阪府大阪市大正区鶴町四丁目１１番地
最後の住所大阪府吹田市古江台六丁目２番地１号　弘済院児童ホーム
不在者　瀬賀　新二
昭和42年11月24日生
令和8年10月22日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第２１号
本籍福岡県直方市大字頓野2042番地
最後の住所福岡県直方市大字直方398番地
不在者　加藤　光雄
大正５年12月26日生
令和８年10月22日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所直方支部裁判所書記官

令和８年（家）第７０号
本籍兵庫県明石市中朝霧丘３番
最後の住所岡山県総社市井出1084番地１
不在者　坂本　隼一
昭和58年11月８日生
令和８年10月22日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所明石支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第２号

福岡県北九州市八幡西区中の原二丁目１９番３号中の原メディカルタウンＡ２０４
申立人　株式会社常
代表者代表取締役　福岡　健人
権利の届出の終期　令和８年１０月８日
令和８年１０月２１日　宇都宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
（１）　土地１
所在　鹿沼市口粟野字岩岸下ノ沢
地番　４７２番
地目　山林
地積　５５５３平方メートル
（２）　土地２
所在　鹿沼市口粟野字岩岸上ノ沢
地番　５１０番
地目　山林
地積　２０８平方メートル
（３）　登記年月日番号
宇都宮地方法務局明治４１年１２月１９日受付第２３０３号
（４）　登記した権利の内容
土地１
登記の目的　賃借権設定
原因　明治４１年１２月１８日設定
借賃　１年５０銭
支払期　毎年１２月２０日
存続期間　明治４１年１２月１８日から明治６１年１１月２０日まで
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　鹿沼市下日向６５番地
福田　浅吉
土地２
登記の目的　賃借権設定
原因　明治４１年１２月１８日設定
借賃　１年２銭
支払期　毎年１２月２０日
存続期間　明治４１年１２月１８日から明治６１年１１月２０日まで
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　鹿沼市下日向６５番地
福田　浅吉

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５７号

秋田県大館市茂内字蛇沢口58番地３
債務者　有限会社石垣建設
代表者代表取締役　石垣　利雄
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分

秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１１０号

三重県志摩市磯部町恵利原144番地２
債務者　有限会社藤水産
代表者取締役　加藤　真助
１　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若林　直樹
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時15分

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第８７５号

千葉県柏市根戸599番地１
債務者　有限会社青柳
代表者取締役　青柳　　薫
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山川　　彩
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午前10時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９６５号

千葉県柏市十余二164番地の108号
債務者　株式会社シー・エフ・シー
代表者代表取締役　上久保勇三
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今野　　遼
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９７３号

千葉県松戸市小山501番地の６―511号
債務者　株式会社Ａｏｉ
代表者代表取締役　清水　唯后
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩川　　遼
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時20分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９１５号

東京都調布市上石原一丁目31番地42
債務者　合同会社サクラット
代表者代表社員　櫻井久美子
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船戸　　暖
４　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時30分

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５９号

岐阜県羽島市福寿町平方十一丁目５番地
債務者　株式会社大津
特別代理人　弁護士　伊藤健文
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時10分

岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第６７７号

岡山市北区錦町３番14号
債務者　医療法人聖道会西川クリニック
代表者理事長　今井　寛途
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
４　破産債権の届出期間　令和９年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時50分

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１号

島根県出雲市天神町71番地
債務者　株式会社Ｏｗｌｐｅｅｐｓ．ＣＯ．ＬＴＤ
代表者代表取締役　角田　　重
１　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　射場かよ子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第２０号

島根県益田市美都町山本イ18番地１
債務者　株式会社ジオテック
代表者代表取締役　山下　　優
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　　尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時15分

松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第８７１号

北九州市八幡西区上上津役五丁目19番18号
債務者　株式会社メディアリンク
代表者代表取締役　今手　有美
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上地　和久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時15分

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３１３号
佐賀県小城市小城町池上366番地
債務者　ヤマヒロ工業株式会社
代表者代表取締役　山口　寛彰
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６０３号
大阪府吹田市泉町２丁目47番８号
債務者　フォレストリバー株式会社
代表者代表取締役　森川　吉晴
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永榮久仁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６７９号
東京都中央区銀座一丁目12番４号Ｎ＆ＥＢＬＤ．７階
債務者　ＴＥＲＩＯＳ株式会社
代表者代表取締役　直鳥　誉士
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　隼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時10分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９２号
宮城県白石市郡山字西堀55番地の５
債務者　有限会社近畿薬品白石
代表者取締役　小山田　守
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１２４７号
京都市下京区不明門通五条上る玉屋町515
債務者　有限会社鵜頭
代表者取締役　中村由美子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西谷　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３１７６号
大阪府豊中市長興寺南４丁目３番27号
債務者　株式会社サードプレイス（旧商号キノカデザイン株式会社）
代表者代表取締役　池田　裕二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗川　暢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１３号
福岡県行橋市泉中央七丁目８番28号
債務者　株式会社Ｒｅｓｐｌａｎｄｏｒ
代表者代表取締役　濵本真佐実
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏﨑　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時30分
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２４３２号
名古屋市熱田区伝馬２丁目８番４号
債務者　セイヨー株式会社
代表者代表清算人　古田　眞弓
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２３号
長崎県長崎市界一丁目３番12号
債務者　株式会社ＦＦＣ
代表者代表取締役　畑中　麻里
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時30分
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１３４号
堺市中区深井沢町2711－３－102
債務者　株式会社ＭＹコートホールディングス
特別代理人　坂田　泰紘
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１３５号
堺市中区深井沢町2711－３－102
債務者　株式会社マイコート
特別代理人　坂田　泰紘
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１０５号
京都市下京区大坂町400
債務者　株式会社ゼクサス
代表者代表取締役　越智　博史
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　康介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後１時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１３３号
山形県米沢市直江町６番10号
債務者　正絹羽毛ふとん株式会社
代表者代表取締役　村石　力弥
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時10分
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第４５７０号
大阪市旭区赤川１丁目10番１号２階
債務者　株式会社ｏｒｃａ
代表者代表取締役　野々村由紀
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枝川　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８号
兵庫県加古川市別府町新野辺2992
債務者　有限会社ナガヤマテクノ
代表者取締役　長山　一男
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２８２号
広島県福山市新市町大字常1811番地の１
債務者　株式会社三和スーパー
代表者代表取締役　小田　忠七
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第６７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台２丁目23番地16、105
債務者　原口工業株式会社
代表者代表取締役　原口　　剛
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午前10時30分
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１１３号
長崎県諫早市高来町神津倉247番地１
債務者　株式会社長野興業運輸
代表者代表取締役　長野　弘人
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後１時45分
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
福井県鯖江市杉本町38号７番地
債務者　有限会社山裕
代表者代表取締役　山本　善行
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月９日午前10時５分
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６１１０号
大阪府八尾市山本町南７丁目13番27号
債務者　株式会社アイケン
代表者代表取締役　日比　恭子（河野恭子）
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６０号
秋田県大館市茂内字和田表21番地２
債務者　石垣　利雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１３４号
山形県米沢市直江町10番１号
債務者　村石　力彌
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第３０４号
香川県小豆郡小豆島町橘甲542番地１
債務者　大澤智惠子
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮　秀隆
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４１３号
大津市坂本一丁目25番35―202号、前住所大津市下阪本二丁目３番23号
債務者　杉山　翔太
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　速人
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９３号
宮城県白石市福岡蔵本字茶園62番地１　ケアハウスやまぶき
債務者　大沼　郁生
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第５００号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2789番地の２
債務者　山口　清子
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　由衣
4　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５７１号
神奈川県平塚市万田２丁目２番37―205号　フローラ湘南
債務者　玉井　僚
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘粕　由磨
4　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５７４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津987番地の１　ダイヤモンドハイツ101
債務者　青木　亜美
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　和也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４６８号
愛知県東海市加木屋町北平井30番地の１　ヨーロピアンシャレー加木屋Ⅳ411
債務者　濵田　拓史
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重長　孝志
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２８４９号
愛知県日進市米野木町北山１番地323、従前の住所愛知県日進市五色園１丁目1205番地
債務者　福冨　茂
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４９号
愛知県蒲郡市丸山町２番30号
債務者　瀬戸口一郎
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１１号
三重県伊勢市小俣町宮前331番地１　カーサベルデＣ106
債務者　加藤　真助
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　直樹
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第９号
石川県鳳珠郡能登町字姫11字87番地９
債務者　舩﨑伊久子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
金沢地方裁判所輪島支部

令和８年（フ）第５４４号
愛知県刈谷市高松町２丁目59番地　シンシア高松402、住民票上の住所愛知県刈谷市熊野町１丁目15番地15
債務者　藤田ひかる
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾祐一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年２月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２２７２号
愛知県豊明市阿野町明定78番地　第五ファミール明定101号、従前の住所愛知県豊明市栄町大蔵下36番地12
債務者　縄本　博樹
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　輿吾　純平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２８２号
茨城県土浦市烏山三丁目1890番地１　横田ハイツ203号
債務者　石井　隆文
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　武揚
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第３４８号
長野県飯山市静間458－４　アリーチェ静間103、住民票上の住所群馬県前橋市西片貝町二丁目342番地１
債務者　市村　和孝
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱口　仁徳
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２０９号
山形県寒河江市大字寒河江丙2663番地の85
債務者　阿部　勝利
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　破産債権の届出期間　令和９年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５５３号
相模原市中央区共和２丁目10番10号　メゾンジュピター202
債務者　木村　恵梨
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　秦吉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２６６３号
横浜市緑区東本郷６丁目３番９―933号
債務者　横尾幸次郎
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細村　賢太
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４５号
東京都日野市三沢1502番地の８ルイシャトレ高幡不動303
債務者　三上　裕之
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　晃平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０４５号
東京都西東京市西原町２丁目５番14号ディアコート208号
債務者　小迫　健一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　義幸
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９５３号
千葉県流山市南流山８丁目11番地の16
債務者　橋本　真人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川　葉月
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２００４号
東京都立川市栄町３丁目22番地の21
債務者　田口　陸志
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　贄田健二郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９７４号
千葉県松戸市小山501番地の６　クレストフォルム松戸ウッドスクエア511号
債務者　清水　唯后
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩川　　遼
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月１日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９１６号
東京都調布市上石原１丁目31番地42
債務者　櫻井久美子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船戸　　暖
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０９６号
東京都三鷹市新川５丁目６番20―102号
債務者　菅原　優加
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　正伸
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月２日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１号
富山県氷見市窪603番地
債務者　エステティックサロンＢａｒｅ　Ｂｅａｕｔｙこと　角　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　圭佑
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第９３７号
千葉県野田市七光台255番地の１　セレナヴィータⅠ　203
債務者　長谷川克哉
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　英恵
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月８日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４２５号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目111番地
債務者　坂野ゆかり
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　善明
4　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年２月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第８７６号
千葉県柏市根戸599番地１
債務者　青柳　　薫
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　彩
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６９号
兵庫県加古郡播磨町古宮４丁目４―26、住民票上の住所兵庫県加古川市別府町新野辺2992番地
債務者　長山　一男
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３４号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿660番地40
債務者　山根美知代
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　泰弘
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第７４号
山口県防府市高倉１丁目28番32号
債務者　長岡　深幸
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　宏信
4　破産債権の届出期間　令和９年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月５日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年３月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
宮崎県延岡市小野町6911番地１
債務者　日野　亮司
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保山博充
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４７０３号
大阪市平野区平野西３丁目３番14―202号
債務者　新　　純一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　道寛
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０４号
大阪市平野区平野西３丁目３番14―202号
債務者　新　　利恵
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　道寛
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１３号
大阪市大正区千島３丁目４番15号　アミティー大正　２Ｃ
債務者　甲谷　匠音
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　建太
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第４２号
熊本県菊池市隈府1031番地
債務者　荒木　桂眞
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第７９５６号
東京都足立区綾瀬４丁目20―21―102
債務者　齊藤　直也
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５４号
東京都板橋区西台２丁目４―23
債務者　大原　和子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５７号
東京都中野区新井５丁目23―６―302
債務者　太田　　功
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０６１号
東京都板橋区赤塚４丁目34―３―201
債務者　三木　宣幸
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０６４号
東京都世田谷区梅丘１丁目22―11―301
債務者　松浦　紘子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０６５号
東京都江戸川区谷河内２丁目14―４―101
債務者　吉村八重子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６８号
東京都足立区島根２丁目６―17　レオパレスソレイユⅡ205、住民票上の住所埼玉県八潮市大字大曽根351―３　351マンション201
債務者　黒田　竜一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１４号
東京都中野区本町４丁目37―19―403
債務者　山田　太一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９９８号
東京都豊島区上池袋４丁目２－７―205
債務者　多田　清美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１０号
東京都板橋区前野町４丁目９－５―201
債務者　高田　捺未
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１４号
東京都江戸川区西小岩３丁目36―17―203
債務者　小田嶋里美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１５号
東京都江戸川区南葛西３丁目18―７―403
債務者　川口　恵子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０４３号
東京都杉並区本天沼１丁目６－２―207
債務者　佐藤　　渉
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５９号
東京都世田谷区羽根木１丁目26―４
債務者　岡　　房江
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０６８号
東京都中野区鷺宮１丁目２－９―102
債務者　尾崎　　航
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０６号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目５番16号　光陽ハイツ　206号
債務者　喜屋武絵里奈
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７８号
大阪府池田市綾羽１丁目１番20―102号
債務者　森　　大樹
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５５７号
大阪市生野区小路３丁目16番９号　みおつくし小路　303号、前住所大阪市生野区巽東４丁目３番16号　プチメゾン伊賀ヶ　101
債務者　井上　玲奈
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７０７号
大阪府東大阪市上六万寺町７番25号
債務者　北尾陽菜子（旧姓長島）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７４０号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番７―906号
債務者　藤井　未来
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８０６９号
東京都北区浮間１丁目15―15―104
債務者　中里　　蓮（旧姓小暮）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４５号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目８番12―203号
債務者　深川　尋斗
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第６５０号
千葉県流山市加１丁目１７番地の５　サーティーンハイツ１０２
債務者（破産者）　吉田　成磨
1　主文　当裁判所が令和８年７月３０日午後３時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者（破産者）の氏名につき「吉田成麿」とあるのを「吉田成磨」と更正する。
2　決定年月日　令和８年１０月１９日
千葉地方裁判所松戸支部

破産手続終結

令和７年（フ）第３９号
長野県飯田市桐林951番地
破産者　有限会社シャデイギフトはら
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（フ）第２３５号
北海道旭川市流通団地二条三丁目34番地
破産者　株式会社フーズ・ワン
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３７５０号
大阪府東大阪市西堤本通東一丁目１番１号306
破産者　菱屋精工株式会社
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７５１号
大阪府東大阪市西堤本通東一丁目１番１号306
破産者　菱屋商事株式会社
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３８８２号
（最後の住所）大阪市北区豊崎７丁目２番34号
破産者　被相続人亡近藤正史相続財産
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２２７号
大阪府東大阪市豊浦町12番11号
破産者　株式会社ｉｆｕｒｕ
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０５号
岡山県倉敷市玉島1904番地
破産者　株式会社エム・アンド・エム・ミヤケ
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３５５号
香川県高松市香川町安原下第三号1802番地
破産者　株式会社ぴっころ村
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和３年（フ）第７７７号
大阪市西区新町１丁目３番12号
破産者　株式会社三日月百子
1　決定年月日　令和８年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和６年（フ）第２３０６号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目21番15号　二日市コーポＣ103号
破産者　渡邊　智典
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月５日午前10時30分
令和８年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５３３号
福岡市城南区干隈２丁目50番23―402号　アルフィーネ野芥ステーション
破産者　井町　勇一
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月22日午前11時30分
令和８年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１１号
福岡県筑紫野市武蔵２丁目９番10―101号
破産者　寺岡　智実
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月15日午後３時
令和８年11月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６８号
神戸市西区平野町西戸田430番地の６
破産者　スタジオプリズムこと　分玉　幸代
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午後１時30分
令和８年11月６日
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０１５号
福岡市中央区白金１丁目17番１―1301号　ウィルミック薬院
破産者　布花原久美子
1　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時30分
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２７３７号
大阪市住吉区住吉１丁目７番18―102号、前住所大阪市住吉区上住吉１丁目６番21―501号
破産者　廣瀬　眞二
1　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時10分
令和８年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７３５号
福岡市博多区東月隈５丁目22番９号
破産者　坂上　鉄雄
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月26日午後１時10分
令和８年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７８０号
福岡市東区和白２丁目１番36号　シラカワハイツ205号
破産者　仁村　　奏
１　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
２　一般調査期日　令和９年１月22日午後１時30分
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１４号
名古屋市港区小割通１丁目３番地１　センチュリープラザ小割通Ｂ号室
破産者　株式会社パシフィックコネクト
１　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午前10時55分
令和８年11月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第６８２号
京都府京田辺市田辺中央一丁目５番地５
破産者　株式会社リソー企画
１　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
２　一般調査期日　令和９年２月10日午前11時30分
令和８年11月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２６号
高知県南国市左右山98番地１
破産者　株式会社アークスＢｉｚ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
２　一般調査期日　令和９年２月19日午後１時50分
令和８年11月６日　　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３１９号
福岡市博多区板付６丁目９番６－101号　シックス板付
破産者　川上　雄三
１　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午後２時
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

令和７年（フ）第１１５２号
東京都町田市小山ヶ丘１丁目１１番地３ソルグランデメイツ多摩境グリーンコート３２０
破産者　冨田　竜議
１　決定年月日　令和８年１１月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００４号
神戸市長田区上池田６丁目８番２３号
清算株式会社　株式会社ＫＫ管理
代表清算人　髙橋　伸吾
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第４号
三重県桑名市長島町千倉２８７番地
清算株式会社　株式会社シーエムアイ
代表清算人　廣木由香
１　決定年月日　令和８年１１月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所四日市支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号
鹿児島県伊佐市大口原田９４０番地１
清算株式会社　山口畜産株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所加治木支部

令和８年（ヒ）第２号
鹿児島県伊佐市大口下殿１０２３番地
清算株式会社　株式会社山幸イーティーセンター
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所加治木支部

更生計画認可

令和７年（ミ）第５号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
更生会社　マツオインターナショナル株式会社
令和７年（ミ）第６号
大阪市西区阿波座１丁目４番14号
更生会社　松尾産業株式会社
１　決定年月日　令和８年10月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
〔凡例〕
本更生計画：認可決定後の本更生計画案
マツオインターナショナル：マツオインターナショナル株式会社
松尾産業：松尾産業株式会社
更生２社：マツオインターナショナル及び松尾産業
ジェイモード：ジェイモードエンタープライズ株式会社
システムソフト：株式会社システムソフト
本スポンサー：ジェイモード及びシステムソフト
基準日：令和８年６月30日
更生債権等：更生債権又は更生担保権
延滞税等：租税等の請求権のうち延滞税、利子税又は延滞金の個別又は総称をいう。
元本等債権：確定した一般更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金を除いた確定更生債権をいう。
本吸収合併：第３章の定めに従い行う、マツオインターナショナルを吸収合併存続会社、松尾産業を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいう。
合併会社：本吸収合併により合併した後の会社
なお、別表の表記に関し、別表○とした場合において、別表○－●などの枝番がある場合は、枝番をすべて含めた総称を指すものとする。
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と要旨（省略）
第３章　合併
第１　吸収合併
更生２社は、マツオインターナショナルを存続会社、松尾産業を消滅会社とする吸収合併を行う。
第２　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
１　吸収合併存続会社
商号　マツオインターナショナル株式会社
住所　東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
２　吸収合併消滅会社
商号　松尾産業株式会社
住所　大阪市西区阿波座１丁目４番14号
第３　権利義務の承継
マツオインターナショナルは、松尾産業の権利義務一切を承継する。
なお、更生２社間の債権債務については、本吸収合併により、混同により消滅するものとする。
第４　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項
マツオインターナショナルは、本吸収合併に際して、松尾産業の株主に対して、株式又は金銭その他の財産を交付しない。また、マツオインターナショナルは資本金及び資本準備金の額を増加しない。
第５　効力発生日
本吸収合併の効力発生日は、更生計画認可決定日の翌日とする。
第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　重複債権の権利の変更
第１　重複債権の定義
更生２社の更生担保権者又は一般更生債権者が、更生２社に対して、それぞれ確定更生担保権又は確定一般更生債権を有する場合において、これら複数の債権が、主たる債権とこれに対する保証債権（物上保証を含む。）等実質的に同一の給付を目的とし、実体上、一の債権に対する弁済が他の債権を消滅させる関係にあるとき、当該複数の債権を重複債権という。
ただし、これら複数の債権が互いに額を異にするときは、金額的に重なり合う部分のみを重複債権という。
第２　重複債権の取扱い
前記第１の重複債権は、更生２社の本吸収合併後も、全重複債権を存続させ、本章第４節及び第６節に従った権利行使を認める。
第２節　更生２社相互間の債権の権利の変更
第１　相互債権
更生２社が相互に有する債権は、別表４「相互債権」記載のとおりである。
第２　権利の変更
前記第１の相互債権は、第３章に定める更生２社の合併によりいずれも消滅する。

第３節　条件未成就の更生担保権及び更生債権の取扱い

条件未成就の確定した更生担保権及び一般更生債権に対しては、更生計画認可決定日に同債権に付された停止条件を消滅させる。

第４節　更生担保権

第１　更生担保権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

別表５「更生担保権弁済計画表」記載の確定更生担保権については、確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

第２　更生担保権の放棄

更生担保権者は、いつでも、管財人に対する書面による意思表示により、担保権を放棄することができる。

書面による放棄の意思表示が管財人に到達した時点で、当該更生担保権は一般更生債権に変更され、一般更生債権と同様の弁済を行い、その余の残額について債務免除を受ける。

第５節　優先権のある更生債権

第１　租税等の請求権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

更生手続開始決定日から更生計画認可決定日の前日までの間及び更生計画認可決定日以降完納までの間に生ずる延滞税等については、各徴収権限者の意見を聴き、更生計画認可決定日において、その全額の免除を受ける。

更生手続開始決定日の前日までの延滞税等、並びに滞納処分費、督促料、督促手数料及び加算金については、各徴収権限者の同意を得て、その金額につき本税等の全額を納付したときに免除を受ける。

前記免除後の納付額については、別表６「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり、更生計画認可決定日から３か月以内に一括納付する。

３　修正申告等による増減額があった場合の措置

別表６「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権につき修正申告、更正その他の事由により税額に異動があったときは、当該異動後の金額が記載されたものとみなして、前記１及び２の定めを適用する。

第２　労働債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

別表７「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の確定労働債権については、更生計画認可決定日から３か月以内に、確定債権額全額を一括して弁済する。

第６節　一般更生債権

第１　マツオインターナショナルの一般更生債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

（１）弁済方法

元本等債権について、次の表の「区分欄」のとおり区分し、各区分に従って、同表「弁済率」欄の弁済率を乗じた額の合計額（別表８－１－１「一般更生債権弁済計画表（マツオインターナショナル）」及び別表８－１－２「一般更生債権弁済計画表（マツオインターナショナル、従業員関係）」の「弁済額」欄の「合計／弁済方法」欄記載の金額）を、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

区分	弁済率
1　10万円以下の部分	100％
2　10万円超100万円以下の部分	20％
3　100万円超の部分	3％

（２）権利の変更（免除）

元本等債権のうち弁済を行った後の残額及び更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金については、前記（１）の弁済を行った日に全額免除を受ける。

第２　松尾産業の一般更生債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

（１）弁済方法

元本等債権について、次の表の「区分欄」のとおり区分し、各区分に従って、同表「弁済率」欄の弁済率を乗じた額の合計額（別表８－２－１「一般更生債権弁済計画表（松尾産業）」及び別表８－２－２「一般更生債権弁済計画表（松尾産業、従業員関係）」の「弁済額」欄の「合計／弁済方法」欄記載の金額）を、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

区分	弁済率
1　10万円以下の部分	100％
2　10万円超100万円以下の部分	20％
3　100万円超の部分	4％

（２）権利の変更（免除）

元本等債権のうち弁済を行った後の残額及び更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金については、前記（１）の弁済を行った日に全額免除を受ける。

第７節　約定劣後更生債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更

約定劣後更生債権は、更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

第８節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　外貨建債権の取扱い

外貨建債権については、本更生計画に特段の定めがない限り、更生手続開始決定日（令和７年１２月３１日）のレートとして以下に記載されたレートにより円貨に換算した上で、本更生計画の定めを適用し、円貨で弁済を行う。

なお、換算後に生ずる１円未満の端数は切り上げとする。

外貨建債権	換算レート
１米ドル	１５６．６５円
１人民元	２２．４００８円

第２　弁済の場所等

１　弁済の場所

本更生計画による弁済は、特別の定めがない限り、弁済日における合併会社の本店において行う。本店又は事実上の本社が移転した場合は、移転後の本店又は事実上の本社で行う。

ただし、債権者が金融機関の口座への振込を求めたときは、合併会社の振込手数料負担において、債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により弁済する。

租税等の請求権の弁済（納付）は、前記定めにかかわらず、徴収権者の指定する場所・方法においてこれを納付する。

２　金融機関休業日の取扱い

弁済期日が金融機関の休業日に該当するときは、弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。

第３　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定日までに確定した更生担保権及び更生債権について放棄又は取下げがなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、放棄又は取下後の残債権額を基準として行う。

第４　債権譲渡等の取扱い

本更生計画提出日（令和８年８月３１日）以降に、更生債権等について譲渡又は移転があった場合、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。

ただし、更生債権等の一部の譲渡又は移転がなされたときは、各権利者がその債権額で按分して弁済を受け、免除額を負担する。

第５　弁済額算定の際の端数処理

元本等債権の弁済額の算定において生じる弁済額の１円未満の端数は、切り上げる。

第５章　未確定更生債権等の措置（省略）

第６章　株主の権利の変更

第１節　株式の取得

更生２社は、更生計画認可決定日に、それぞれ、同日時点で発行済株式の全部を無償で取得する。

第２節　株式の消却

更生２社は、第７章第１節に定める株式発行の効力発生日において、それぞれ、その保有する本章第１節により取得した自己株式の全部を消却する。

第３節　資本金及び準備金の額の減少

更生２社は、資本金及び準備金の額を以下のとおり減少させる。

第１　マツオインターナショナル

１　減少する資本金の額

金５０００万円

２　減少する利益準備金の額

金２５００万円

３　資本金及び準備金の額の減少がその効力を生ずる日

当該資本金及び準備金の額の減少の効力は、第７章第１節第１に定める株式発行の効力発生日において生ずる。

第２　松尾産業

１　減少する資本金の額

金３８５０万円

２　減少する利益準備金の額

金１０００万円

３　資本金及び準備金の額の減少がその効力を生ずる日

当該資本金及び準備金の額の減少の効力は、第７章第１節第２に定める株式発行の効力発生日において生ずる。

第７章　株式の発行
第１節　払込みによる株式の発行
　更生２社は、以下のとおり、新たに払込みを受けて、募集株式を発行する。
第１　マツオインターナショナル
１　募集株式の内容
（１）募集株式の種類
　　普通株式
（２）募集株式の数
　　２００株
（３）払込金額
　　１株につき金５万円
（４）払込金額の総額
　　金１０００万円
２　資本金の額及び資本準備金の額の増加額
（１）増加する資本金
　　金１０００万円
（２）増加する資本準備金
　　金０円
３　払込期日
　更生計画認可決定日とする。
４　募集株式の割当の方法
　管財人は、裁判所の許可を得て、管財人の指定する者に割り当てる。
５　募集事項の変更
　管財人は、裁判所の許可を得て、前記１ないし３の内容について変更することができる。
第２　松尾産業
１　募集株式の内容
（１）募集株式の種類
　　普通株式
（２）募集株式の数
　　１株
（３）払込金額
　　１株につき金１万円
（４）払込金額の総額
　　金１万円
２　資本金の額及び資本準備金の額の増加額
（１）増加する資本金
　　金１万円
（２）増加する資本準備金
　　金０円
３　払込期日
　更生計画認可決定日とする。
４　募集株式の割当の方法
　前記１の募集株式は、次のとおり割り当てる。割当てを受けた者は当該株式を譲渡等処分する際には裁判所の許可を得なければならない。
　　マツオインターナショナル　１株
５　募集事項の変更
　管財人は、裁判所の許可を得て、前記１ないし３の内容について変更することができる。
第２節　募集株式の追加発行
第１　発行可能株式数
　合併会社は、裁判所の許可を得て、第１０章による変更後の定款第６条に定める「発行可能株式総数」に満つるまで、株式を発行することができる。この場合における募集事項の決定は、株主総会の特別決議を経ることなく、管財人が行う。
第２　発行可能株式数の変更
　合併会社は、裁判所の許可を得て、発行する株式の総数についての変更後の定款第６条を更に変更した上、本節第１の定めを超える株式を発行することができる。この場合における定款変更は、株主総会の特別決議を経ることなく、管財人が行う。
第３節　配当の制限
　更生手続中は、株主に対する配当を行わない。
第４節　譲渡制限株式の譲渡承認
　合併会社の取締役会は、更生手続中、会社法第１３６条又は同第１３７条の規定による譲渡の承認請求があった場合は承認をするか否かの決定について、会社法第１４０条第４項の指定買取人の指定をする場合はその指定について、それぞれ管財人の同意を得なければならない。
第８章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
　更生担保権及び更生債権の弁済資金の調達方法は、システムソフトからの借入金及び営業収益金等によるものとする。
第２節　予想超過収益金の使途
　本更生計画遂行中に、収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び事業上必要な設備投資に使用する。
第３節　共益債権とその弁済方法
第１　支払済共益債権
　更生手続開始決定日から基準日までに支払済みの共益債権額は、別表１０「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、マツオインターナショナルが総額4,928,336,296円、松尾産業が総額216,435,179円である。
第２　未払共益債権
　基準日現在の未払共益債権は、別表１０「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、マツオインターナショナルが総額711,957,304円、松尾産業が総額65,498,448円である。
第３　共益債権の弁済方法等
　本節第２記載の未払共益債権及び基準日以降更生手続終結までに生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。
　ただし、更生２社相互間の共益債権は合併によって消滅する。
第４節　少額更生債権等の弁済
　更生２社が、会社更生法第４７条第５項の規定により、裁判所の許可を得て弁済した少額更生債権はない。
第９章　担保権等に関する措置（省略）
第１０章　定款の変更
　マツオインターナショナルは、更生計画認可決定日に、定款を別表１６記載のとおり変更する。
　管財人は、裁判所の許可を得て、マツオインターナショナル及び合併会社の定款を更に変更することができる。
第１１章　役員等の選任
第１節　役員等の選任
　更生２社の現役員は、更生計画認可決定日をもってすべて退任する。更生２社の代表取締役、取締役及び監査役は、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。
第２節　役員等の任期
　本章第１節により選任された取締役の任期は、更生計画認可決定日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
　本章第１節により選任された監査役の任期は、更生計画認可決定日から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第３節　役員等の変更、補充又は増員
　本章第２節の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任又は選定する。
　変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は、前任者の残任期間と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員等の残任期間と同一期間とする。
第４節　役員等の報酬
　本章第１節の役員等の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人がこれを定める。
第１２章　　その他の必要的記載事項（省略）
別表１乃至１６（省略）
大阪地方裁判所第６民事部

船舶所有者等責任制限手続開始

令和８年（船）第１号

岩手県釜石市只越町二丁目６番２０号
申立人　株式会社山元
１　責任制限手続開始決定の年月日時　令和８年１０月３０日午前１０時
２　責任制限手続開始決定の主文　別紙１記載の船舶に係る別紙２記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
３　供託命令に基づき締結された供託委任契約の一定の額の金銭である⑴、⑵及び⑶の金銭の総額
　⑴　３億２３５４万６１９０円
　⑵　⑴に対する事故発生の日である令和８年５月２１日から供託委任契約締結の届出日である令和８年１０月８日まで事故発生の日における法定利率である年３パーセントの割合により算定した金銭
　⑶　⑴及び⑵の合計額に対する責任制限手続開始の決定の日である令和８年１０月３０日から供託の日まで供託金に付される利息の利率と同一の率により算定した金銭
４　管理人
　東京都千代田区麹町４－３－２９
　ＶＯＲＴ紀尾井坂３階雨宮総合法津事務所
　弁護士　雨宮　正啓
５　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
　申立人　株式会社山元　別紙１記載の船舶の所有者
６　制限債権の届出期間　令和９年１月１９日まで
７　制限債権の調査期日　令和９年３月１８日午後２時００分
８　申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を上記６の届出期間内に届け出なければならない。
　　盛岡地方裁判所第２民事部

別紙１

船舶の表示

船舶の種類及び名称　　旋回式起重機船　旭隆号
定係港　岩手県釜石市
船質　　鋼
責任トン数　７９５トン

別紙２

事故の表示

１　発生日時
　令和８年５月２１日午後２時２０分頃
２　発生場所
　岩手県釜石市只越町一丁目６　日本製鉄株式会社北日本製鐵所南桟橋第４バース東
３　事故の態様
　別紙１記載の船舶のクレーンが、釜石グレーンセンター株式会社所有のアンローダークレーンのブーム部分と接触し、これにより、アンローダーのブーム先端部に凹損及び曲損が生じたほか、ブームを起倒させる本体との接続部分にも変形が生じた。

監督命令

令和８年（再）第１号
　青森県黒石市大字袋字富山６４番地２
　再生債務者　有限会社黒石観光ホテル
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　青森県弘前市大字親方町３６番地　関ビル６号
　ほくと法律事務所　弁護士　山内　賢二
　令和８年１０月３０日
　青森地方裁判所弘前支部

再生債権の特別調査期間

令和７年（再）第３８号
　東京都江東区白河三丁目２番８号
　再生債務者　株式会社いろは丸（旧商号株式会社ＷＩＮＤ－ＳＭＩＬＥ）
特別調査期間　令和8年12月10日から令和8年12月11日まで
　令和8年10月30日
　東京地方裁判所民事第２０部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和７年（再）第３８号
　東京都江東区白河三丁目２番８号
　再生債務者　株式会社いろは丸（旧商号株式会社ＷＩＮＤ－ＳＭＩＬＥ）
１　決議に付する再生計画案　令和8年10月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
　(1) 期日　令和８年１２月１６日午後２時
　(2) 会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　令和８年１２月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　令和8年12月2日
　令和8年10月30日
　東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１２６号
　宮城県多賀城市八幡２丁目12番50号　ファミール小幡Ｂ－102号
　再生債務者　後藤　康則
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月４日まで
　仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２１号
　茨城県古河市小堤991番地10
　再生債務者　木村　智幸
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１１４号
　千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目７番23号　リオアルディーアＢ201
　再生債務者　山本　　剛
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第１８０号
　東京都墨田区文花１－14－３－605
　再生債務者　田所　大征
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４２８号
　東京都江東区亀戸７－39－14－1004
　再生債務者　佐藤　惠子
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４２９号
　東京都杉並区西荻南４－８－５－106
　再生債務者　石井　利弥
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
　東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２５５号
　横浜市栄区柏陽６番29－３号
　再生債務者　伊藤　孝義
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
　横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１７１号
　神奈川県綾瀬市上土棚中２丁目15番46号
　再生債務者　吉野　良信
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
　横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１９９号
　横浜市緑区中山１丁目６番８－202号
　再生債務者　角田　匡宏
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
　横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２１３号
　神奈川県藤沢市善行２丁目13番地の28
　再生債務者　曽根田　康
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
　横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第６３号
　川崎市川崎区浅田４丁目３番２号　サンハイツ高英　102
　再生債務者　荒木　章人
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月４日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２６号
　山梨県甲府市和戸町415番地６
　再生債務者　井上　良美
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１９号
岐阜県可児市土田4267番地58
再生債務者　竪山　雄二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第７号
静岡県賀茂郡南伊豆町青市1746番地の５
再生債務者　加藤　明宏
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月６日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和８年（再イ）第１５号
滋賀県長浜市相撲町1199番地42
再生債務者　笹木　明里
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和８年（再イ）第１３１号
京都府久世郡久御山町佐古内屋敷40番地１
再生債務者　岡本　凌平
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１５１号
京都市下京区堀川通五条上る柿本町571番地
ファミール京都グランアクシス　602号室
再生債務者　賀耒　賢行
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１５４号
京都府宇治市伊勢田町南遊田20番地の15
再生債務者　橋本　　将
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３１５号
大阪府四條畷市田原台３丁目12番26号
再生債務者　Ｂｅｌｅｚａこと　坂本　竜司
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４３号
和歌山市和歌浦南３丁目９番４号
再生債務者　ＬＡＰこと長木　壮矢
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１０６号
広島県東広島市西条中央７丁目７番27号　ラルーチェＢ　203号
再生債務者　中田　浩史
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第７号
鹿児島県指宿市大牟礼二丁目22番１号
再生債務者　向吉　泰之
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

令和８年（再イ）第２８号
沖縄県沖縄市中央２丁目６番42号　崎原ビル２Ｆ
再生債務者　屋宜　政敏
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第４５号
函館市赤川町135番地３
再生債務者　近江　孝一
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和９年１月７日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１４８号
東京都青梅市河辺町４丁目14番地の10クレアール103
再生債務者　金丸　広治
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和９年１月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第３０号
新潟県十日町市山野田400番地１
再生債務者　髙橋　　貢
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和９年１月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第２５号
富山県中新川郡上市町若杉一丁目557番地
再生債務者　麻柄　慎吾
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４３号
石川県白山市橋爪町749番地９
再生債務者　おみや整体院こと　宮村　　剛
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５７号
静岡県沼津市本郷町27番28号
再生債務者　時田　善正
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第１８号
滋賀県米原市上丹生1332番地（営業所）滋賀県長浜市元浜町11―27
再生債務者　しぜん堂こと　川瀬　陽介
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号
山口県山陽小野田市高千帆２丁目29番３号
再生債務者　大元　　明
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和８年12月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第４５号
香川県高松市一宮町1622番地６
再生債務者　山本　浩治
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前９時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第４５号
佐賀市久保田町大字新田740番地
再生債務者　西原　幸一
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和８年12月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第２１号
宮崎県都城市姫城町14街区21号
再生債務者　畑中亜紀子
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（再イ）第８号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3682番地20
再生債務者　中村　　好成
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和８年12月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和８年（再イ）第３２号
栃木県栃木市西方町本城468番地２
再生債務者　大島　優樹
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（再イ）第３３号
栃木県小山市城北４丁目36番地12　コーポラス城北205号室
再生債務者　荒川　正光
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（再イ）第２３９号
北海道江別市萌えぎ野西２番地の２　ウエスト萌２Ｅ102号
再生債務者　平野　憲之
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２４２号
札幌市北区拓北８条２丁目２番５号
再生債務者　木村真由美
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１４８号
さいたま市見沼区大和田町２丁目327番地37
再生債務者　新井谷芳明
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１５７号
さいたま市見沼区大字東新井710番地50　３―301
再生債務者　稲場興治郎
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１８８号
埼玉県久喜市本町３丁目14番19号　ベルフラット101号
再生債務者　伊澤　　優
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第２８号
兵庫県伊丹市荻野４丁目49番地　ファミール伊丹305号
再生債務者　中元　　均
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第３０号
神戸市西区伊川谷町潤和1597番地の17
再生債務者　國武　彰人
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第４０号
兵庫県明石市大久保町谷八木1433番地　サニーハイツⅡ―201号
再生債務者　杉本　　亮
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第５１号
岡山県倉敷市中島1988番地17
再生債務者　大久保直子
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第９号
北海道網走郡美幌町字美禽18番地の34
再生債務者　松平　弓子
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和８年（再イ）第４８号
青森市桜川４丁目２番４号
再生債務者　金山　健治
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月21日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２３号
栃木県大田原市若松町４番19号
再生債務者　石川　珠里
1　決定年月日時　令和８年11月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月22日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再イ）第９号
千葉県茂原市東郷1443番地３　サリースマイルＥ（前住所）千葉市緑区誉田町２丁目24番地38　メイヒルズ203号
再生債務者　白石　涼楓（旧姓：篠田）
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和８年（再イ）第９３号
静岡市清水区鳥坂964番地の90
再生債務者　藤本　朱理
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６７号
大阪府門真市末広町21番20―102号
再生債務者　尾崎　政剛
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２５１号
福岡市南区花畑４丁目10番１―417号　モントーレグランシェル
再生債務者　見汐　和也
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０４号
岡山市南区若葉町23番29号　202
再生債務者　田中　悠嗣
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第５６号
静岡県富士宮市淀師449番地の23
再生債務者　長野　正和
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２４４号
福岡県宗像市武丸1166番地３
再生債務者　大和　圭一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２５３号
福岡市博多区比恵町７番７―706号　パークスクエア比恵
再生債務者　東山　世軒
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２７５号
福岡市博多区金の隈３丁目５番25―1101号　サンシティ博多南１番館
再生債務者　井上　大雅
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第２１号
岩手県宮古市山口五丁目８番32号
再生債務者　横田　真吾
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（再イ）第１０７号
仙台市青葉区上杉１丁目７－７―504号（住民票上の住所）北海道札幌市南区真駒内254番地30
再生債務者　菅原　瑞生
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２９号
山形県天童市東久野本２丁目10番30号
再生債務者　茂木奈緒美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１１号
群馬県桐生市境野町７丁目1774番地の３
再生債務者　阿藏　郁恵
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（再イ）第６０号
神奈川県小田原市山西2490番地
再生債務者　相原　孝幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１９号
富山市下冨居一丁目８番34―401号　ボヌール
再生債務者　森　遼仁
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２９号
三重県松阪市曽原町681番地８
再生債務者　頭地　豊
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第４２号
千葉県野田市木間ケ瀬1653番地の２
再生債務者　岩本　勇
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月２日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第６９号
千葉県松戸市竹ケ花40番地の９　ベルアーム松戸401号
再生債務者　柴原さおり
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月２日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第２６号
愛知県稲沢市平和町須ケ谷郷521番地４
再生債務者　松島　隆之
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月２日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１５９号
北海道石狩市花川北５条２丁目56番地
再生債務者　觜谷　靖彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１７２号
札幌市中央区南２条東３丁目９－１　パークヒルズイースト23Ｂ　707号室（住民票上の住所）横浜市金沢区並木１丁目５番３－905号
再生債務者　竹内　拓美
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１７９号
北海道千歳市北陽８丁目４番15号
再生債務者　江藏　啓太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２１号
千葉県松戸市栄町８丁目706番地の７
再生債務者　鎗丸　敦士
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第７４号
千葉県野田市清水公園東１丁目18番地の13
再生債務者　小川　　綾
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１６号
長野市吉田２丁目36番69－１号
再生債務者　伊藤　宏希
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第３２５号
大阪府東大阪市加納８丁目35番41号
再生債務者　横手　　恵
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３８１号
大阪府八尾市久宝寺６丁目８番26―304号
再生債務者　鰀目　賢治
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第８４号
大阪府泉南郡岬町淡輪4472番地（営業所）堺市西区築港浜寺西町７―17
再生債務者　アワサ工業こと　塩路　五平
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第３５号
和歌山県紀の川市高野412番地
再生債務者　橘　　洋幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第２１号
沖縄県那覇市楚辺１丁目８番10号
再生債務者　渡慶次良征
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第１８号
北海道小樽市桜２丁目２番９号
再生債務者　新田　朱音（旧姓　太田）
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第３７号
福井市問屋町２丁目29番地　職員宿舎305号室（旧住所）京都市山科区椥辻中在家町18番地２　ユーティ唱　403号室
再生債務者　中林　雅絵
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第１１７号
福岡県古賀市花見南２丁目15番46号
再生債務者　松熊　洋助
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月２日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第３０４号
福岡県糸島市大門170番地２
再生債務者　徳安　西安
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月12日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月25日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８３号
福岡県朝倉市甘木764番地19
再生債務者　今山　裕基
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月25日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１７８号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3430番地18
再生債務者　佐伯　啓太
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１８４号
福岡市博多区板付７丁目１番６－111号　市営板付南住宅６棟
再生債務者　國生　淑嗣
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１８８号
福岡市東区土井３丁目13番７－201号　フローレンシア　ハイム
再生債務者　八戸　祐樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２０９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木133番地１　レイクサイド須恵東Ｂ202号
再生債務者　近藤　拓馬
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２３４号
福岡市中央区長浜２丁目２番36―1008号　オリエントビルＮｏ．60Ｖタワー
再生債務者　横田　光之
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１３号
神戸市北区広陵町３丁目13番地
再生債務者　塩島　正悟
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第８２号
岡山市北区奥田一丁目５番７号　ライオンズマンション岡山医大南205号
再生債務者　加藤　真弓
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１５６号
福岡市東区和白５丁目15番31－102号　ライフガーデン和白
再生債務者　野上真悠子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３６号
新潟市西蒲区山口新田467番地
再生債務者　佐藤　翔太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３号
鳥取県倉吉市秋喜348番地の７
再生債務者　中原めぐみ
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日　鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再イ）第１１号
福岡県直方市大字頓野1437番地１　ヴァンヴェールＡ202号（前住所）福岡市博多区博多駅南６丁目12番７－604号　ホークシティ駅南
再生債務者　新納　和史
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第２０号
長崎県大村市桜馬場２丁目528番地２
再生債務者　下原　三郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第７号
鹿児島県出水市上知識町438番地　サニークレインＡ102号
再生債務者　中島　稜太
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
愛媛県今治市東門町４丁目２番４号
再生債務者　奥田　　恵
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日　松山地方裁判所今治支部

令和８年（再イ）第１０号
青森県五所川原市松島町五丁目５番地　市営住宅18－３
再生債務者　白川　　舞
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和８年（再イ）第８２号
広島市安芸区中野東６丁目26番58－３号
再生債務者　竹原ひとみ
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第４号
静岡県富士市今泉３丁目18番６号
再生債務者　浅井　　麗
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再ロ）第３号

和歌山県紀の川市北志野50番地５

再生債務者　神保　篤史

1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで

4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第８号

大分県津久見市中央町９番35号

再生債務者　金子　健次

1　決定年月日時　令和８年11月９日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで

4　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月12日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第７号

岡山市南区藤田425番地671

再生債務者　福森　雅仁

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年11月27日まで

令和８年11月６日

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再ロ）第５号

京都市山科区小山北林町１番地の20

再生債務者　小西　雅也

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年12月７日まで

令和８年11月６日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第４号

大阪府貝塚市福田152番地３　ハイツ福原202号

再生債務者　山内　涼雅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月６日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第11号

金沢市小立野３丁目1－20

申立人　中川　淳

住所・居所　不明

所有者　不明

不動産登記簿上の所有者　中屋　忠仁

届出期間満了日　令和8年12月29日

令和8年10月30日

金沢地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　金沢市小立野3丁目

地番　48番1

地目　宅地

地籍　10.51平方メートル

令和８年（チ）第６５号

大阪市中央区北浜３丁目５番２２号オリックス淀屋橋ビル

申立人　株式会社フジヒサリアルエステート

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）神戸市中央区北長狭通７丁目２番１１号

乾　清子

届出期間満了日　令和９年１月４日

令和８年１０月３０日

神戸地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　神戸市中央区北長狭通７丁目

地番　２番１７

地目　宅地

地積　４３．８６平方メートル

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和八年

掲載頁　一一〇頁（号外第一〇一号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　令和八年九月二十

掲載頁　五十六頁（号外第二二四号）

令和八年十一月十七日

東京都港区南二丁目一五番三号

（甲）株式会社ヨコハマタイヤジャパン

代表取締役　矢羽田雄彦

東京都足立区佐野二丁目四二番九号

（乙）株式会社新田ゴム

代表取締役　千田　伸彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　七十九頁（号外第二三一号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　七十九頁（号外第二三一号）

令和八年十一月十七日

東京都港区芝浦三丁目一番一号

（甲）株式会社エグゼクション

代表取締役　山本　進

東京都港区芝浦三丁目一番一号ｍｓｂＴａｃｈｉ田町ステーションタワーＮ三二Ｆ

（乙）株式会社八興システムズ

代表取締役　熊澤　隆之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.qol-net.co.jp/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三七階

（甲）クオール株式会社

代表取締役　柄澤　忍

鹿児島県鹿児島市武一丁目二番一〇号ＪＲ鹿児島中央ビル四階

（乙）有限会社アート

代表取締役　三上　陽史

鹿児島県鹿児島市武一丁目二番一〇号ＪＲ鹿児島中央ビル四階

（丙）有限会社エイエムメディカル

代表取締役　三上　陽史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://gmotech.jp/koukoku/

（乙）https://www.designone.jp/

令和八年十一月十七日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

（甲）ＧＭＯ　ＴＥＣＨ株式会社

代表取締役　鈴木　亮一

東京都新宿区新宿二丁目一六番六号

（乙）ＧＭＯデザインワン株式会社

代表取締役　高畠　靖雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月二十五日
掲載頁　七十四頁（号外第二一二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月二十五日
掲載頁　七十二頁（号外第二一二号）
令和八年十一月十七日
愛知県稲沢市駅前三丁目一一番一号
（甲）ジャパン・イースタン・トレード
株式会社
代表取締役　田川　茂昭
東京都千代田区東神田二丁目八番一一号
（乙）ライジングアセット株式会社
代表取締役　田川　茂昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日
愛知県豊橋市新川町七四
（甲）合同会社コイケエステート
代表社員　小池　康文
神奈川県横須賀市津久井一丁目二一番二六号
（乙）小池合同会社
代表社員　小池　康文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://awb.co.jp
（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/469.html
令和八年十一月十七日
神戸市西区高塚台三丁目二番地一六
（甲）エア・ウォーター防災株式会社
代表取締役　北川　裕二
福岡市博多区豊一丁目八番二一号
（乙）西部特機工業株式会社
代表取締役　山本　隆之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.atms-s.com/
（乙）https://www.atms-s.com/
令和八年十一月十七日
福岡市博多区博多駅中央街五番一一号第十三泰平ビル四階
（甲）株式会社日本トラスト
代表取締役　津田　伸二
福岡県古賀市舞の里四丁目三番六号
（乙）国際総合保証株式会社
代表取締役　植杉　将行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＵＵＭ株式会社（乙、住所東京都港区六本木七丁目一五番九号）のライブエンタテインメント事業及び新規アライアンス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十五日であり、当社においては会社法第七百九十六条第一項の規定により株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://p2cstudio.com/
（乙）http://www.uuum.co.jp/
令和八年十一月十七日
東京都港区六本木七丁目一五番九号
Ｐ２Ｃ　Ｓｔｕｄｉｏ株式会社
代表取締役　妹尾　眞治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のウォーターサーバー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月二十六日
掲載頁　五十四頁（号外第一九〇号）
令和八年十一月十七日
東京都港区港南一丁目九番三六号
（甲）株式会社ＬＯＨＡＳＵＩ
代表取締役　小川　恵祐
東京都渋谷区広尾一―一―三九
（乙）株式会社ＬＯＨＡＳＴＹＬＥ
代表取締役　綱藤　芳信

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産等管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十二日
掲載頁　九十頁（号外第十四号）
令和八年十一月十七日
愛知県豊橋市花田町字中ノ坪五三番地
（甲）宮川ホールディングス株式会社
代表取締役　宮川　嘉隆
愛知県豊橋市花田町字中ノ坪五三番地
（乙）宮川工機株式会社
代表取締役　宮川　嘉隆

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＤＢＡＳＥ（住所、神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目一一番一八―五〇一号）に対して当社の不動産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十六日
掲載頁　二頁
令和八年十一月十七日
横浜市港北区樽町四丁目一七番四五号
寺尾運輸興業株式会社
代表取締役　出村　輝彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＥｎｅＰＯＮＤ株式会社（住所　京都府相楽郡精華町精華台七丁目五番地一　けいはんなオープンイノベーションセンター）に対して当社の事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十二月一日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月十四日
掲載頁　九十四頁（号外第七号）
令和八年十一月十七日
京都府相楽郡精華町精華台七丁目五番地一
けいはんなオープンイノベーションセンター
ＣＯＮＮＥＸＸ　ＳＹＳＴＥＭＳ株式会社
代表取締役　塚本　壽

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日
東京都杉並区善福寺二丁目一七番一六号
合同会社マクフライ・ジャパン・トレイディング
代表社員　加藤　翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日
東京都渋谷区猿楽町二〇番一三号
合同会社三橋商店
代表社員　志賀　秀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

神奈川県横浜市泉区中田東四丁目二一番一六号

合同会社こころ

代表社員　瀬之口潤輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十八日であり組織変更後の商号は株式会社北村商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

大阪市西淀川区百島二丁目一番二〇号

合同会社北村商店

代表社員　北村　光弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

大阪市平野区西脇一―八―一

S&Kグループ合同会社

代表社員　片山　聖野

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十八日であり、組織変更後の商号は嘉禾株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

広島県福山市御門町一丁目七―一八―一F

嘉禾合同会社

代表社員　コウ・ケン・イ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年十二月十八日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

福岡市中央区大名二丁目六番一一号Ｆｕｋｕｏｋａ Ｇｒｏｗｔｈ Ｎｅｘｔ

合同会社ＫＡＬＥＩＤＯ

代表社員　河合　舜平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

福岡市西区横浜二丁目一六番一号

合同会社ＮＥＸＵＳ　ＴＲＡＤＩＮＧ

代表社員　武智　広治

効力発生日変更公告

当社は、令和八年十一月二十二日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年十二月七日に変更いたしましたので公告します。

令和八年十一月十七日

埼玉県越谷市蒲生寿町五―一一アンバース　クエア

株式会社ティーエムエス

代表取締役　釣谷　俊之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十万円減少し五百四十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

茨城県つくば市梅園二丁目五番二三号

ニューライフ梅園第二マンション五〇三号室

アースシフトグローバル・アジア合同会社

代表社員　アースシフトグローバル・エルエルシー

職務執行者　ローリン・リサ・シー・エイチ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五百万円減少し三百万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十七日

千葉県市原市飯沼二八〇番地の一

有限会社善広

代表取締役　六﨑　善啓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百三十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十六日

掲載頁　一八〇頁（号外第五十三号）

令和八年十一月十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

株式会社クリューシステムズ

代表取締役　平山　勝彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十七日

東京都目黒区青葉台一丁目九番六―四〇四号プライムメゾン代官山　株式会社身嗜

代表取締役　オズボーン奈緒ソフィア

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億八千一百十四万五千六百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.monexgroup.jp/

令和八年十一月十七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

株式会社クラフター

代表取締役　大森亜希子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百万五百八十二円、資本準備金の額を二億五千百四十四万九千六百二十三円減少し、それぞれ一億円、三億千七百八十三万三千三百九十四円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十一月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十日

掲載頁　七十頁（号外第一一一号）

令和八年十一月十七日

東京都町田市中町一丁目四番二号

株式会社アジラ

代表取締役　尾上　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億九三七五万二七九二円、資本準備金の額を金一億九三七五万二七九一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月八日

掲載頁　六十八頁（号外第八十三号）

令和八年十一月十七日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズＪＰ森タワー一七階

ＥＱＴパートナーズジャパン株式会社

代表取締役　プリディーク・シェーン・リー

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円、資本準備金の額を一億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十七日

大阪府大阪市北区角田町八番一号大阪梅田ツインタワーズ・ノース一九階

有限会社亘喜兵衛

代表取締役　亘　喜郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百二十六万千百三十三円、資本準備金の額を三百二十六万千百三十二円減少し、それぞれ百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十七日

大阪府高槻市北園町一六番一五号

有限会社日吉台米穀店

代表取締役　上門　隆

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十二月二日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和八年十二月中に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月十七日

東京都西東京市田無町四丁目一八番五号―三〇一

和光建物有限会社

代表取締役　伊東　彩佳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

岐阜市曙町四丁目一五番地

マイクロアルジェコーポレーション株式会社

代表取締役　竹中　裕行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

愛知県海部郡飛島村新政成十一丁目二七番地

株式会社ムラアーカム

代表取締役　増田　剛之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十一月十七日

愛知県海部郡飛島村新政成十一丁目二七番地

MKエンジニアリング株式会社

代表取締役　村上　治

定款変更につき通知公告

当社は、令和九年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

大阪市港区海岸通一丁目一番一〇号

株式会社海遊館

代表取締役　濱元　博之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金容仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区元赤坂一丁目三番九号K―Frontビル八階

株式会社DoallTech

日本における代表者　金　容　仁

限定承認公告

本籍宮城県気仙沼市四反田八二番地三、最後の住所宮城県気仙沼市四反田五七番地一八

被相続人　亡　千葉　孝行

右被相続人は令和八年七月十日死亡し、その相続人は令和八年十月三十日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

埼玉県新座市新塚一丁目二番二―一四〇号

相続財産清算人　千葉　有史

限定承認公告

本籍愛知県稲沢市平和町下起北一三二番地、最後の住所愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

被相続人　亡　杉本　嘉久

右被相続人は令和八年五月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月二十二日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

限定承認者　杉本　綾香

令和八年十一月十七日

愛知県海部郡飛島村新政成十一丁目二七番地

MKエンジニアリング株式会社

代表取締役　村上　治

定款変更につき通知公告

当社は、令和九年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

大阪市港区海岸通一丁目一番一〇号

株式会社海遊館

代表取締役　濱元　博之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金容仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区元赤坂一丁目三番九号K―Frontビル八階

株式会社DoallTech

日本における代表者　金　容　仁

限定承認公告

本籍宮城県気仙沼市四反田八二番地三、最後の住所宮城県気仙沼市四反田五七番地一八

被相続人　亡　千葉　孝行

右被相続人は令和八年七月十日死亡し、その相続人は令和八年十月三十日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

埼玉県新座市新塚一丁目二番二―一四〇号

相続財産清算人　千葉　有史

限定承認公告

本籍愛知県稲沢市平和町下起北一三二番地、最後の住所愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

被相続人　亡　杉本　嘉久

右被相続人は令和八年五月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月二十二日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

限定承認者　杉本　綾香

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千百七万二千二百九十三口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

MF4JPN特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千五百四十万二千八百五十五口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

MF4JPN3特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

任意清算公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

秋田県湯沢市大町一丁目二番二三号

合名会社大丸呉服店

秋田県横手市平和町一―一五高橋ビル三階

遠藤・京野法律事務所

清算人　弁護士　遠藤　帥仁

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億五千万円減少し四千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　一四九頁（号外第一一五号）

令和八年十一月十七日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

KRF83特定目的会社

取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百三十二億八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇八頁（号外第一〇三号）

令和八年十一月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

瑞穂プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇九頁（号外第一〇三号）

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社クスノキ

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十九億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十五頁（号外第一〇七号）

令和八年十一月十七日

東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階

Canal Side特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/giraffe

令和八年十一月十七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内　ジラフインベストメント特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千百七万二千二百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000135 7/j83x/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千五百四十万二千八百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000135 1/4cf9/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000144 7/n2f9/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ４特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千三十二万六千百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000147 9/58qk/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ５特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千八百二十六万五千百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000148 6/bz43/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ６特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千三百万六千七百五十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000148 7/6mz9/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ７特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千四百七十一万九千百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000151 1/a65o/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ８特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億三千二百五万七千三百五十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000074 3/c9q5/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00019

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジーナイン・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00050

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・ホタカ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00058

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・キリシマ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000034 6/1fz0/

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八	上	終りから六	法律	法律（令和八年法律第三十八号）

令和八年九月十七日（号外第二百八号）公布国土交通省令第七十三号（国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）